

保育部会 常任委員会

日時：令和6年3月5日（火）午後3時00分～5時00分

会場：大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

- ・ 部会長挨拶
- ・ 社会福祉施設・事業者総合保障制度「加入者証」に関する重要なお知らせとお詫び…

《協議題》

1. 大阪府からの報告について …大阪府資料 1-①～④

2. 中央情勢について …全保協ニュース

3. 【議決事項】令和5年度第2次補正予算（案）、令和6年度事業計画・当初予算（案）について
…資料 1-1・資料 1-2・資料 1-3

4. 令和6年能登半島地震被災地支援募金活動への協力依頼について（ご報告）…資料 2

5. 令和6年保育部会総会（予定）について …資料 3

6. 調査研究委員会からの報告 …別紙参考資料

7. 地域貢献事業推進委員会からの報告 …

8. 大阪府保育士会からの報告 …

9. 各ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

10. その他

- ・令和6年度 保育部会総会日程 令和6年5月21日(火)
ホテルモントレグラスミア大阪 21階「スノーベリー」23階「ウィンダムシアホール」
- ・保育部会 令和6年4月正副・常任委員会日程 令和6年4月23日(火)
- ・閉会挨拶

(常任委員会進行輪番表)

				今回	次回
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会 令和6年4月23日(火) 午後3時00分～5時00分
大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

2024年3月吉日

社会福祉施設・事業者総合補償制度 ご加入者様

三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第三部

加入者証送付に関する重要なお知らせとお詫び

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社業務に関して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、弊社からお送りさせていただいた加入者証について、保険期間等の記載に誤りがあることが判明しました。この事態を深くお詫び申し上げます。

早急に訂正した加入者証をお送りする手続きを進めておりますが、発送には若干の日数をいただくこととなります。

その間、お手元に誤った加入者証が残ったままとなりますことをお詫び申し上げますと共に、お手数ではございますが、誤った加入者証は破棄いただけますと幸いです。

なお、お客さまの契約につきましては、有効に成立しておりますのでご安心下さい。
改めて、ご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

敬 具

<本件に関するお問い合わせ・ご連絡先>

<引受保険会社>
三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第三部第二課
担当：磯野、高野
電話：06-6233-1512

保育士特定登録取消者管理システム説明会

令和6年1月31日
こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課

○制度/システム構築の背景

令和3年 第204回通常国会

幼稚園教諭などを含む教育職員等について、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により、資格管理の厳格化が規定された。

※教員職員等を対象とする「特定免許状失効者等」に係るデータベースは令和5年4月より稼働開始。

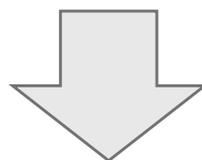
令和4年 第208通常国会

保育士については、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)により、教育職員等と同様、児童へのわいせつ行為により保育士資格の登録を取り消された者について、再登録の際、厳格な審査を求める等、資格管理の厳格化が規定された。

本改正法の規定に基づき、「特定登録取消者」(児童生徒性暴力等を行ったことにより、都道府県知事により保育士の登録を取り消された者等)の情報について、保育士を任命雇用する者が活用することができるデータベースを改正法の公布の日(令和4年6月15日)から2年以内に整備することとされた。

令和5年12月22日 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令公布

データベースに関するの運用の施行期日が令和6年4月1日とされた。



○データベースの法律上の位置づけ(改正法第18条の20の4)

- ・国は、特定登録取消者の氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報等の事項に係るデータベースを整備する。
- ・都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、その情報をデータベースに迅速に記録する。
- ・保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用する。

記録の対象となる「特定登録取消者」について③

○データベースに記録すべき特定登録取消者情報の主な項目

※)児童福祉法第18条の20の4第2項により、都道府県知事がデータベースに記録する情報です。

- ・ **氏** ※取消時の登録簿の氏と異なる場合はその氏も併せて対象。
⇒保育士資格の取り消しを受けた者の登録簿情報(以下登録簿)の氏
⇒登録簿の氏の「フリガナ」
- ・ **名** ※取消時の登録簿の氏と異なる場合はその氏も併せて対象。
⇒登録簿の名
⇒登録簿の名の「フリガナ」
- ・ **生年月日** ⇒生年月日
- ・ **登録番号** ⇒登録簿の保育士登録番号
- ・ **登録日** ⇒登録簿の保育士登録日
- ・ **登録者** ⇒登録簿の都道府県名
- ・ **取消年月日** ⇒保育士登録の取消年月日
- ・ **取消事由** ⇒改正法第18条の19第1項の各号の該当の有無

※1号-改正法第18条の5各号(禁錮刑等)、2号-虚偽不正による保育士登録があった場合、3号-児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合

- ・ **児童生徒性暴力等に関する情報** ⇒「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第2条第3項各号の行為

※1号-刑法第177条の不同意性交等罪など、2号-刑法第176条の不同意わいせつ罪等、3号-刑法182条16歳未満に対するわいせつ目的での面会要求、4号-迷惑防止条例により禁止される痴漢行為や盗撮等、5号-児童生徒等を不快にさせる性的な言動(セクシュアル・ハラスメント等)

対象施設・事業一覧

【ID付与の対象となる施設・事業所の考え方】

児童福祉法第18条の4に規定する「**保育士**」を置くこと等が法令上明らかであり、さらに、施設・事業所（以下、施設等）の所轄庁による**指導監督権限が及び**、加えて、**施設等ごとにIDの付与先が明確であるものとする。**

※「『保育士』を置くこと等が法令上明らか」であることの考え方

①保育士または保育教諭が法令等により必置とされている施設等

②保育士は必置ではないが、法令等により、職員のうち保育士を置くことができる又は一定の条件において置く必要がある施設等

③保育士資格を有する者が、家庭的保育者などとして保育の業務に従事することが法令等により明らかな施設等

- | | | |
|---------------------|-----------------------------------|---|
| ・ 保育所 | ・ 乳児院 | ・ 幼保連携型以外の認定こども園 |
| ・ 幼保連携型認定こども園 | ・ 病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関） | ・ 認可外保育施設
（届出をしているもの）
（企業主導型保育事業を含む）
（個人のベビーシッターを除く） |
| ・ 児童養護施設 | ・ 母子生活支援施設 | ・ 家庭的保育事業 |
| ・ 福祉型障害児入所施設 | ・ 一時預かり事業 | ・ 居宅訪問型保育事業 |
| ・ 医療型障害児入所施設 | ・ 女性自立支援施設 | |
| ・ 児童発達支援センター | ・ 女性相談支援センター | |
| ・ 児童心理治療施設 | ・ 児童発達支援
（児童発達支援センターで行われるもの以外） | |
| ・ 小規模保育事業（A型・B型・C型） | ・ 放課後等デイサービス | |
| ・ 事業所内保育事業 | ・ 一時保護施設 | |
| ・ 病児保育事業 | ・ 預かり保育（子子法に基づくもの） | |

注) ここに挙げている施設等について、データベースの活用上の差異はありません。(活用方法や、開始時期が異なることはありません。)

データベースの活用方法について①

○「保育士を任命し、又は雇用しようとするとき」について

- 保育士を任命し、又は雇用しようとするとき※にデータベースによる検索を行うものとする。
 - ※ 検索対象者を可能な限り限定する観点から、検索のできる具体的なタイミング(内定時等)について調整中
 - ※ 法施行時点（令和6年4月1日）で既に保育士として雇用されている者については、データベースの利用はできないことに留意。
 - ※ 令和6年4月1日採用の者など、法施行前に採用内定を行った者については、データベースの対象とならない。
- なお、施設・事業所の採用責任者が本データベースで採用内定予定者等の情報を検索することは、個人情報保護法第20条第2項第1号に定める「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意は不要であるが、採用公募等の段階において、**本データベースで検索を行う旨等についてをあらかじめ同意を得ておくこと**が望ましい。

データベースの活用方法について②

○「データベースを活用する」ことについて

- 施設・事業所の採用責任者は、保育士として「任命し、又は雇用しようとする者」のIDを付与されている施設・事業所は、「氏名」及び「生年月日」をデータベース上の情報と照合することにより、**特定登録取消者に該当するかどうかを確認※**する。

※ 特定登録取消者に該当する場合のみ、掲載情報が表示され、それ以外は「非該当」と表示する。

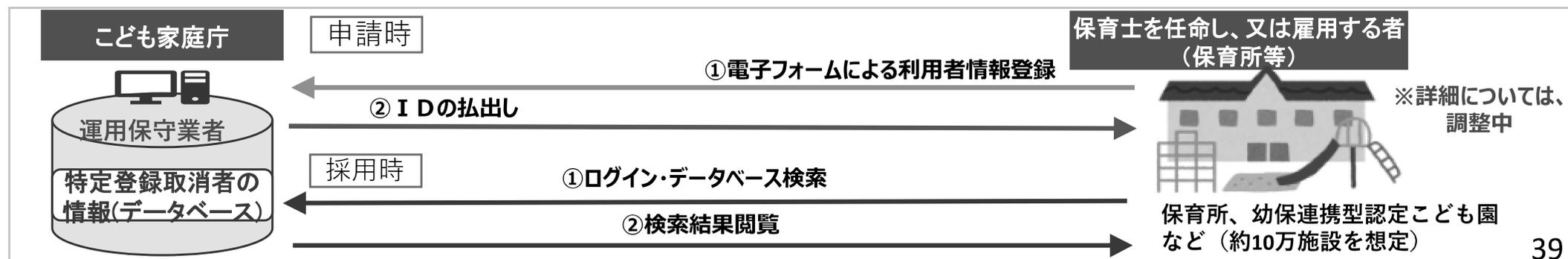
- 登録取消し以降の改名等のケースも考えられることから、現在の氏名と**併せて旧姓や改名前の氏名（判明している場合）でもデータベースを検索するものとする。**
- 特定登録取消者に該当することがデータベースにより判明した場合、**その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。**

データベースの活用による取扱いの詳細等については、今後、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和5年7月13日こ成基第65号）の改訂等において整理周知する予定。

保育士特定登録取消者管理システムの概要

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。**
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（⇒令和6年4月1日）**

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、施設・事業所の所轄庁による指導監督権限が及び、施設等ごとにIDの付与先が明確であるものに対しデータベース利用IDを付与
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ この他に、IDが付与されていない施設・事業所において保育士を任命・雇用する場合のデータベースの確認のための手続きについて別途検討中
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



データベース検索イメージ②

 保育士取消者管理情報
東京都-12345

保育士名	取消年月日	特定取消者該当
説明会 太郎	2023/11/09	該当

▼ 本人情報

保育士名	説明会 太郎	保育士登録番号	東京都-12345
氏（ふりがな）	せつめいかい	名（ふりがな）	たろう
本籍地	東京都	生年月日	2000/01/01
保育士証に記載されている氏名（取消時の氏名と異なる場合）	説明会 太郎	保育士証に記載されている旧姓の氏名（登録者の希望で併記されている場合）	ぶろとたろう

▼ 取消情報

取消年月日	2023/11/09	特定取消者該当	該当
最終更新日	2023/11/30	児童生徒性暴力等に関する情報	第1号相当

▼ 登録者情報

取消者情報登録者	システム登録員	取消者情報登録日	2023/11/01
----------	---------	----------	------------

子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための取組

成育局 安全対策課

令和6年度当初予算案 0.7億円（1億円）

1. 施策の目的

- 子ども家庭庁では、子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）に従い、「教育・保育施設等や子どもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進める」こととしている。
※ DBSとは、英国の制度であり、Disclosure and Barring Serviceの略。英国においては、子ども等との定期的な接触を伴う特定の職について、有罪判決等の情報を基に、就業禁止リストへの記載を決定するなどした上、ある就労希望者がそのような職に就くことができないこと又は不適切であること等に関し、雇用者に情報を提供している。
- この検討を進め、子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための取組として、調査研究を行う。

2. 施策の内容

- 子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）を効率的に構築していくために、関係業務や情報の処理等についての検討のため調査研究を行う。



3. 実施主体等

- ・ 実施主体：国（委託）



62

「子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書 概要

制度設計にあたっての基本的な視点

- ◆ 必要性
 - 性犯罪・性暴力は子どもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響。子どもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気づきにくい場合、一度発生すると継続する可能性が高い。⇒ 未然に防止すべき
 - 性犯罪再犯率13.9%（※1）、性犯罪検挙者再犯率9.6%（※2）⇒ 性犯罪は被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであり、看過できない数値。
 - 教育、保育等を提供する事業者は、
 - ① 支配性（子どもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的地位に立つこと）
 - ② 継続性（時間単位のものを含めて子どもと生活を共にするなどして、子どもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
 - ③ 閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）
- の点で、その事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者による子どもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負っていると考えられる。⇒ この責務を果たすため、当該業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを導入する必要。
- ※1：性犯罪（強姦、強制わいせつ、わいせつ目的略取強姦、強姦強姦）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等を含む事件で懲罰刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者のうち、当該裁判確定から5年経過時点において性犯罪（強姦、強制わいせつ又は条例違反）再犯に及んだ者の割合。 ※2：令和3年に性犯罪（強制性交等又は強制わいせつ）で検査された者のうち、同じく性犯罪の前科を有している者の割合。
- ◆ 留意点
 - 職業選択の自由・営業の自由を制約することになるため、対象範囲を無限定に広げることは許されない。
 - 犯罪歴は要配慮個人情報（個人情報保護法2条3項）であり、漏えいすれば本人に重大な影響を及ぼすおそれがある上、仕組みに対する信頼を損なうため、対象事業者は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができるものであるべき。

個別論点についての検討結果等

義務と認定

- 学校教育法や児童福祉法に基づき認可等を受けており、対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業（学校や児童福祉施設等）は、**確認やその結果に基づく安全確保措置を講ずることを法律上直接義務付ける**べき
- 上記以外の教育、保育等を提供する事業者（児童福祉法上の届出事業や、学習塾等）は、事業者の範囲が不明確であったり、監督等の仕組みが必ずしも整っていないため、**認定制度を設け、認定を受けたものについては上記と同じ確認を義務付ける**べき

確認対象とする性犯罪歴等

- 性犯罪前科（被害者年齢を限定しない）を対象とする
- 対象期間は、刑法34条の2の趣旨を踏まえつつ、必要性、合理性を踏まえ一定の上限を設ける必要
- 条例違反、起訴猶予、行政処分等については慎重な検討

対象事業・職種

- 事業者の例
 - ① 直接義務付けの対象事業者：学校、認定子ども園、保育所、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者等
 - ② 認定制度の対象事業者：認可外保育施設を設置者、児童福祉法上の事業の届出事業者、学習塾、予備校、スイミングクラブ、芸芸等を身に付けさせる養成所等
- 職種
 - 子どもに対し支配的・優位的関係、継続的關係、親等の監視が届かない状況下で養護等をする者（学校の教職員、児童の保育・養護等に関する業務を行う者）※派遣や業務委託も含む

具体的な仕組み

- 個人情報保護法上、犯罪歴は開示請求等の適用除外となっていることを踏まえ、本人の同意等の関与の上、事業者が申請。結果を知る必要がある事業者へ回答。
- 情報の管理体制等について規律を設ける（ガイドライン作成）
- 情報漏えいの際の罰則規定を設けるべき

＋ 本件確認の仕組みの義務履行や認定制度を促進させるための施策の更なる推進、子どもの安全確保に取り組む関係省庁の連携強化に取り組み、子どもの安全の確保をより確実なものとするべき。

子ども・子育て支援制度

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

概要

認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等に対する「地域型給付」により、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を行います。また、施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に対して支援を行います。

- 令和元年10月から、3～5歳の認定こども園、幼稚園、保育所等の利用料を無償化しました。

公定価格に関する情報

- 令和5年度公定価格単価表

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和5年こども家庭庁告示第15号）

（施行日）：令和5年12月6日

- 本文（PDF/41KB）
- 改正後全文（PDF/222KB）
- 別表第1（PDF/128KB）
- 別表第2

[幼稚園（PDF/5,585KB）](#)

[保育所（PDF/9,002KB）](#)

[認定こども園（教育標準時間認定）（PDF/2,228KB）](#)

[認定こども園（保育認定）（PDF/11,949KB）](#)



○ 別表第3

[家庭的保育 \(PDF/390KB\)](#)

[小規模保育 \(PDF/4,590KB\)](#)

[事業所内保育 \(PDF/8,613KB\)](#)

[居宅訪問型保育 \(PDF/93KB\)](#)

- [特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付け通知）（PDF/938KB）](#)

<加算適用申請書参考様式>

- [幼稚園 \(Excel/92KB\)](#)
- [保育所 \(Excel/131KB\)](#)
- [認定こども園 \(Excel/152KB\)](#)
- [家庭的保育事業 \(Excel/85KB\)](#)
- [小規模保育事業A型・B型 \(Excel/108KB\)](#)
- [小規模保育事業C型 \(Excel/92KB\)](#)
- [事業所内保育事業 \(Excel/110KB\)](#)
- [居宅訪問型保育事業 \(Excel/46KB\)](#)

- [公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.23）（PDF/795KB）](#)

- [施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日付け通知）（PDF/561KB）](#)
[別紙様式 \(Excel/320KB\)](#)



<参考>

- [比較表 \(PDF/426KB\)](#)
- [平均年齢別児童数計算表 \(Excel/27KB\)](#)
- [処遇改善等加算II 加算対象職員数計算表 \(Excel/57KB\)](#)
- [処遇改善等加算III 加算対象職員数計算表 \(Excel/68KB\)](#)

- [技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算II）に関するFAQ（よくある質問）（Ver.8）（PDF/398KB）](#)

- [「令和5年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について（令和5年12月8日付け通知）（PDF/76KB）](#)
 - [新旧対照表 \(PDF/226KB\)](#)
 - [改正後全文 \(PDF/510KB\)](#)

子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出について

- [【概要】業務管理体制整備に関する事項の届出について（PDF/332KB）](#)
- [業務管理体制整備に関する事項の届出について（様式記入要領・記入例）（PDF/780KB）](#)

<参考>

- [届出書様式例 \(Excel/22KB\)](#)
- [変更届出書様式例 \(Excel/17KB\)](#)
- [\(変更\)届出書様式別紙 \(Excel/13KB\)](#)

社会福祉施設等事業者のみなさま

「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業（第3弾）」のご案内 令和6年1月15日（月）から申請受付をスタート

大阪府では、物価高騰が続く中、その影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」を支給します。

Q1. 一時支援金の申請受付期間は？

A1. 令和6年1月15日（月）午前9時から同年2月19日（月）午後11時59分までです。
※期限後に提出された申請はお受けできませんのでご注意ください。必ず期限内の申請をお願いします。

Q2. 一時支援金の対象となる要件は？

A2. 次の要件を満たす福祉施設、事業所等は、一時支援金の申請が可能です。

- ① 大阪府内に所在する保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設（以下、「施設等」という。）
※公立施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等対象外となる施設等もありますのでご注意ください。
※具体的な対象施設・事例については、大阪府HPに掲載している「対象施設一覧」や「よくある質問」をご確認ください。
- ② 令和6年1月1日時点（以下「基準日」という。）において、サービスを提供し運営していること。ただし、基準日において休止又は廃止している場合は、支給の対象外となります。

Q3. 一時支援金の額はどのように決められるのですか？

A3. 以下のサービス種別、単価に基づき支援金額を算定し、施設等からの申請により支給（口座振込）します。

○支給額

サービス種別	単価
入所系	8,400円/1人
通所系（介護、障がい） 通所系（児童）	2,700円/1人 1,500円/1人
訪問系等	22,000円/1施設

★入所系・通所系の場合

単価 × 定員 = 支給額

同一建物内でも区分され、それぞれ定員設定されているサービスは原則サービスごとに申請

★訪問系等の場合

同一建物内で複数のサービスを実施していても22,000円
※重複の考え方については「よくある質問」を参照ください。

Q4. 一時支援金の申請手続きは？

A4. 対象となる施設等は大阪府に対して申請を行います。

- ◎支援金を申請する場合、**電子申請（大阪府行政オンラインシステムでの申請）を原則とします。**
- ◎**前回申請いただいた方は以前申請したアカウントからご申請ください。**
- ◎申請内容を審査し支給決定されると、大阪府の委託先から施設等に支援金を支給（口座振込）します。
※支援金の支給をもって交付決定通知を行ったものとしますので、通帳等で支給額のご確認をお願いします。

Q5. 一時支援金の申請・支払いスケジュールは？

A5. スケジュールは次のとおりです。

- ・令和6年1月15日（月）・・・受付開始
申請受付後に順次、審査を開始し審査完了した順に支給する予定です。ただし、申請書類の不備等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ・令和6年2月19日（月）・・・申請受付締切
- ・令和6年3月15日（金）・・・支援金の支給終了

※電子申請のマニュアルや、支援金にかかるよくある質問等、支援金の詳細は、大阪府HPに掲載していますので、ご確認のうえご申請ください。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/1jishien3/index.html>



問合せ先
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業（第3弾）コールセンター

050-8885-8231（平日9時から18時まで）

開設日 令和6年1月15日（月）～令和6年3月29日（金）

※1月20,21日、2月10,11,12,17,18日は土日祝日も開設しております



子ども・子育て全国フォーラム2023

～すべての子どもの健やかな育ちをまもるために～

趣 旨

令和4年に生まれた子どもは77万747人と過去最低を記録した一方、児童相談所における児童虐待相談対応件数は21万9,170件で過去最多を更新しました。また、ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率は44.5%にのぼることなどからも、子ども・子育て家庭をめぐる社会・経済環境は非常に厳しいものとなっています。

令和5年4月、次代を担うすべての子どもが自立した個人として等しく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす「こども基本法」が施行されるとともに、その施策推進の司令塔としてこども家庭庁が創設されるなど、子ども・家庭福祉施策は大きな転換期を迎えています。

令和6年4月に施行される改正児童福祉法は、児童虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を有する世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、地域の子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等をはかるため、こども誰でも通園制度や、母子保健と育児相談支援を担うこども家庭センター、地域子育て相談機関の設置、新規3事業の創設を含む家庭支援事業の拡充、さらには児童福祉施設としての里親支援センターを創設する等としており、その施行が目前に迫っています。

こうした状況のもと、すべての子どもの健やかな育ちをまもるため、子どもの育ちや子育て家庭にかかわる保育、子ども家庭福祉の関係者が一堂に会して改正児童福祉法の施行を踏まえた地域における多様な子ども子育て支援の実践の促進、地域関係者・機関等の連携・協働による誰一人取り残すことのない支援の実現に向けて本フォーラムを開催します。

主 催

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会

後 援

こども家庭庁
全国里親会、全国児童家庭支援センター協議会、
全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、
全国自立援助ホーム協議会、日本ファミリーホーム協議会

(予定)

期 日

令和6年 **3月13日** (水) **10:30** 開会

会 場

「**全社協・灘尾ホール**」他
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル LB階
TEL: 03-3581-6503 FAX: 03-3581-6509 (児童福祉部)

参 加 費

10,000円 (税込み・昼食代別)

プログラム

時間	プログラム
10:00～10:30	受付
10:30～10:40	開会 全国社会福祉協議会 副会長 ^{ふるいち} 古都 賢一
10:40～11:00	あいさつ 加藤 鮎子 内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)
11:00～12:00	基調講演「すべての子どもの育ちを支える地域づくり」 全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子
12:00～13:00	休憩
13:30～15:30	分科会 【第1分科会】 保育所・認定こども園等による地域の子どもの子育て家庭への支援 (実践報告) ① 「こども誰でも通園制度」の創設に向けた取り組み、課題等 シャローム保育園(神奈川県横浜市) 副主任 谷畑 伴子 氏 ② 小中学校との連携・交流を通じた育成と不登校生への支援 幼保連携型認定こども園明照保育園(愛知県豊橋市) 理事長・園長 中島 章裕 氏 ③ 身近な相談機関としての保育所・認定こども園の取り組み 幼保連携型認定こども園平和の園(大阪府堺市) 施設長 篠崎 直人 氏 (講師) 武庫川女子大学心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授 倉石 哲也 氏 ----- 【第2分科会】 これからの社会的養護関係施設の役割・機能 (実践報告) ① 社会的養護関係施設における里親支援の現状と期待 特定非営利活動法人キアセット 代表 渡邊 守 氏 ② 乳児院における里親支援の取り組み 二葉乳児院(東京都新宿区) 副院長 長田 淳子 氏 ③ 母子生活支援施設における妊娠期からの切れ目のない支援 ボ・ドーム大念仏ダイヤモンドルーム(大阪府大阪市) 産前・産後母子支援事業室長 廣瀬みどり 氏 ④ 施設の地域分散化、地域子育て支援の取り組み 睦の家(兵庫県丹波市) 施設長 小田 敏治 氏 (講師) 子どもの虹 情報研修センター 副センター長 増沢 高 氏 -----

【第3分科会】

子どもの権利擁護、意見形成・表明等

(実践報告)

- ① 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返り

全国保育士会 副会長 **北野 久美** 氏

- ② 児童養護施設における意見表明を支える取り組み

かのや乳児院 施設長 **軀川 恒** 氏

- ③ 母子生活支援施設における権利ノートの取り組み

きーとす岐阜 (岐阜県岐阜市) 主任母子支援員 **萩原かおり** 氏

(講師)

関西大学人間健康学部人間健康学科 教授 **山縣 文治** 氏

15:30 ~ 15:45 移動・休憩

15:45 ~ 16:45 **全体フォーラム**

「社会全体で子どもの命を守り、育むための提言」

全国保育協議会

副会長 **伊藤 唯道**

全国保育士会

会長 **村松 幹子**

全国乳児福祉協議会

会長 **平田ルリ子**

全国母子生活支援施設協議会

会長 **荒井 恵一**

全国児童養護施設協議会

副会長 **則武 直美**

(チューター) 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科

特任教授 **柏女 霊峰** 氏

16:45 ~ **閉会**

全国社会福祉協議会 常務理事 **笹尾 勝**

参加等の申込み

- (1) 締切 令和6年2月29日(木)

(受付は先着順。締切前でも定員(200名)に達し次第、締め切らせていただく場合があります。)

- (2) 参加申込申し込み 名鉄観光サービス(株) MICE センターにて受け付けます。

下記専用の申込サイトよりお申込みください。

申込サイト <https://www.mwt-mice.com/events/kk-forum2023>

(詳細は申込サイトトップページをご覧ください)

・お申込み時に入力されたメールアドレスに申し込み完了メールおよび参加費等お振込のご案内メールをお送りします。案内に従って参加費等のお振込をお願いします。

- (3) 変更・取り消しについて

参加取り消しにあたり、ご入金いただきました参加費の返金対応はいたしかねます。資料の送付をもって代えさせていただきます。

【申込締切日迄】お申込みの際にご登録いただいたメールアドレス・パスワードを入力して「ログイン」し、各自、変更等お手続きをお願い申し上げます。

【申込締切日後】申込サイトのトップ画面の「お問い合わせ」ボタンより変更等の内容をご記入いただき、お送りください。

- (4) その他

会場には手指消毒液を設置して感染防止対策を徹底します。

また、地震発生時等、非常時には新霞が関ビル管理センターとの連携のもと、避難経路等を案内する等、事故防止策を講じることとしています。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

—今号の目次—

- ◆ 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(第1回)が開催される(文部科学省)…………… 1
- ◆ 令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する Q&A について…………… 2

◆今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(第1回)が開催される(文部科学省)

令和6年1月25日、標記有識者検討会が開催されました。

この検討会は、「幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく幼児期における教育活動の実態や幼児の学びの状況等を把握するとともに、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について、必要な検討を行う」ことを目的に開催されるものです。

主な論点として下記が挙げられており、検討会での議論や取りまとめは、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の次期改定を見据えていると考えられます。

主な論点案

1. 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証
 - (1) 小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながり
 - (2) 幼児教育の特性等

2. 必要な条件整備

- (1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を着実に定着・実施するための具体的な方策
- (2) 地域の幼児教育振興の体制の在り方

上記の論点を議論すべく、今後1か月に2回のペースで検討会が開催される予定です。

詳細は文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省 > トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等（初等中等教育） > 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/index.html

◆令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて

令和6年2月5日、厚生労働省より表示事務連絡が発出されました。

これは、令和6年能登半島地震の被災地の社会福祉法人においては、入所者等の支援や災害復旧作業等に尽力されており、決算・事業報告を行うことが困難な状況になっていることから、被災地における社会福祉法人の指導監査について、弾力的に対応するよう、都道府県・市・特別区の担当課に周知するものです。

Q&Aとして、「令和6年度予算・事業計画についての理事会・評議員会の延期は認められるか」、「令和5年度決算・事業報告について、作成期日の延期は認められるか」などが記載されています。

詳細は別添資料をご確認ください。

事務連絡
令和6年2月5日

都道府県
各市 社会福祉法人担当課（室）御中
特別区

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて

今般、令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地の社会福祉法人においては、入所者等の支援、災害復旧作業等に尽力されている状況にあることから、決算・事業報告を行うことが困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、被災地における社会福祉法人の指導監査については、実態を踏まえ弾力的に対応していただくようお願いいたします。

また、社会福祉法人の運営に関するQ&Aを別紙のとおり作成しましたので、管内の社会福祉法人に対して周知していただくようよろしくお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

(別紙)

令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ & Aについて

1. 来年度（令和6年度）予算・事業計画について

(問1)

来年度（令和6年度）の予算・事業計画については、原則として、今年度（令和5年度）中に理事会・評議員会を開催して議決する必要があるが、震災の影響により理事会・評議員会の開催が困難な状況にある。

については、これらの理事会・評議員会について開催の延期は認められるか。

(答)

事業計画書及び収支予算書の決議又は承認に係る理事会又は評議員会の開催について、震災の影響が著しく、やむを得ず年度内に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催すること。

また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該開催の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

なお、やむを得ず、年度内に実際に開催された理事会で、理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告を行うことが困難な法人に関して、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該報告の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。

(問2)

震災の影響で、理事会・評議員会を行う場所に赴くことが困難な評議員・役員がいる。対面による開催をテレビ会議等により行いたい、どのような手段があるか。また、理事会・評議員会決議の省略ができるのはどのような場合か。

(答)

【理事会及び評議員会における対面の解釈】

理事会については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。

また、「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙をいう。以下「ガイドライン」という。）において、「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこと」とされている。

ガイドラインでいう「テレビ会議等」とは、各理事の音声即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はない。

評議員会についても、理事会と同様に取り扱われたいこと。

【理事会・評議員会決議の省略】

理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第96条の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされること。

なお、理事全員から事前の同意が得られなかったことにより決議の省略ができず、理事会を開催する場合においては、テレビ会議等により実施するか、問1のとおり可能になり次第、速やかに開催すること。

評議員会決議の省略については、理事会と同様であるが、「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能であること。

（問3）

来年度の予算・事業計画について、震災の影響により関係データ等が消失し、書類の作成が困難な場合、どのように対応すべきか。

（答）

来年度の予算・事業計画について、データ消失等により書類の作成が困難な場合は、過去の報告書等を基に暫定的に作成すること等をして、法人運営が正常化した適当な時期に、補正予算、事業計画変更等で適宜修正されたい。

また、震災の影響が著しく、書類の作成が困難な法人については、書類の作成を保留する等、弾力的に対応されたい。

なお、所轄庁においては、保有する過去の報告書等を法人へ情報提供するなど、法人の予算・事業計画の作成に協力されたい。

2. 今年度（令和5年度）決算・事業報告について

（問4）

年度の途中において予算との乖離等が見込まれる場合は補正予算の編成が必要となるが、震災の影響が著しく今年度（令和5年度）補正予算の編成が困難である場合、どのように対応すべきか。

（答）

年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとしているが、震災の影響が著しく、補正予算の編成ができない場合には、決算において、決算の額と予算の額に著しい差異がある勘定科目について、社会福祉法人会計基準第16条第6項の規定に基づき、資金収支計算書の備考欄にその理由を記載すること。

また、所轄庁が指導監査を行うに当たっては、補正予算について柔軟に対応することとされたいこと。

（問5）

今年度の決算・事業報告について、震災の影響により期日までの書類の作成が困難な状況にあるが、作成期日の延期は認められるか。

（答）

次の書類については、原則として法令の規定に従い、法人に備え置き、閲覧の用に供し、又は所轄庁あて届出を行わなければならないものであるが、震災の影響が著しく、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

また、所轄庁においては、指導監査や、届出等の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。

- ① 法第45条の27第2項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書
- ② 法第45条の34第1項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）
- ③ 法第59条の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあっては会計監査報告を含む）並びに財産目録等
- ④ 法第55条の2第2項の規定に基づき、会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

3. 所轄庁の指導監査について

(問6)

震災の影響が著しい社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査は計画通りに対応すべきか。

(答)

震災の影響が著しい社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査は、現に法人運営に支障が生じているなど、当該法人に対する指導を行う喫緊性が高く、指導監査を行うことにつき相当の理由がある場合を除き、震災の影響を踏まえつつ、所轄庁において延期を含め、適切に判断されたいこと。

また、これにより、やむを得ず監査の実施周期が3年を超えることも妨げるものではないこと。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定される…………… 1
- ◆ 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(第2回)が開催される(文部科学省)…………… 2
- ◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その6)が発出される(こども家庭庁)…………… 2
- ◆ 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について(こども家庭庁)… 3

◆子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定される

令和6年2月16日、子ども・子育て支援法などの改正案が閣議決定されました。

昨年末に閣議決定された「こども未来戦略」に明記されている「加速化プラン」(今後3年間の集中的な取り組み)を実現するため、児童手当などの給付拡充や、医療保険料とあわせて徴収する「支援金制度」の創設が主なものとなっています。

この改正案において、「こども誰でも通園制度」が法律上制度化されます。

令和8年度から法律に基づく新たな「給付制度」としてのすべての自治体での実施に向け、まずは令和7年度に「子ども・子育て支援法」に基づく「地域子ども・子育て支援事業」(いわゆる13事業)として法律上制度化され、実施自治体が拡充されます。

改正案は現在開催されている通常国会に提出されます。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 > ホーム > 法令 > 国会提出法案 > 第213回国会(令和6年通常国会)提出法律案

<https://www.cfa.go.jp/laws/houan/e81845c0>

◆今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(第2回)が開催される(文部科学省)

令和6年2月13日、標記有識者検討会(第2回)が開催されました。

この検討会は、全保協ニュース No.23-49 で既報のとおり、「幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく幼児期における教育活動の実態や幼児の学びの状況等を把握するとともに、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について、必要な検討を行う」ことを目的に開催されるものです。

第2回では、「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証」について議論が行われました。

検討会に参画している保育関係者からは、保育所保育指針の改定後、「養護的関わりの重要性を再認識した」「幼児教育施設としての役割を深く考えるようになった」等が発言されるとともに、幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園という施設類型やさまざまな経営主体があるなかで、教育・保育の内容等は多様のままであり、3要領・指針の改訂で整合性がはかられたというよりも、それぞれの制度が別になっていることの弊害を感じる人が多いなどの意見が出されました。

今後、全保協ニュース No.23-49 でお伝えした論点に沿って議論が行われることとなり、検討会での議論や取りまとめは、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の次期改定を見据えていると考えられます。

詳細は文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省 > トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等(初等中等教育) > 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/index.html

◆令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その6)が発出される(こども家庭庁)

令和6年2月13日、厚生労働省より表記事務連絡が発出されました。

これは、令和6年能登半島地震の発災以降に発出されている事務連絡について追加事項を周知するものです。

今回の事務連絡では、年度が変わる4月以降も、被災した子どもの受け入れ先の保育所

等の配置基準緩和や定員弾力化の継続が明確化されています。これにより、被災した子どもが、生活の拠点を移した場合も、待機児童とならず、引き続きそのまま利用している保育所等を利用できることとなります。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 > ホーム > 令和6年能登半島地震に関するこども家庭庁からのお知らせ > 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その6）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9/37850853/20240213_23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9_86.pdf

◆教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について(こども家庭庁)

令和6年2月8日、こども家庭庁より標記事務連絡が発出されました。

これは、認可外保育施設において、睡眠時間帯に乳児が死亡するという大変痛ましい事案を受け、身体機能が未成熟な乳幼児の睡眠中のリスクや注意すべきポイント等を周知し、睡眠中の安全確保の徹底を促すものです。

詳細は別添資料をご確認ください。

睡眠中の死亡事故を防ぐために…



仰向け*に寝かせることが重要です！

何よりも1人にしないこと！

(※ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ **乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください**
- ★ **預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です**
- ★ **機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください**

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

*他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て支援等分科会(第5回)が開催される(こども家庭庁) …………… 1

◆子ども・子育て支援等分科会(第5回)が開催される (こども家庭庁)

令和6年2月19日、「第5回子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」するとされています。昨年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

第5回子ども・子育て支援等分科会では、下記について、確認・協議が行われました。

- (1) 子ども・子育て支援関係制度改正の状況について
- (2) 令和6年度子ども・子育て支援関係予算案について
- (3) こどもまんなか実行計画の策定について
- (4) 保育施策関係の最近の動向について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案については、全保協ニュース No.23-50で既報のとおり、2月16日に閣議決定されています。

本分科会で示された保育に関する内容について、概要は下記のとおりです。

1. こども誰でも通園制度について(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案)

- ・ こども誰でも通園制度については、令和8年度から法律に基づく新たな「給付制度」としてのすべての自治体での実施に向け、まずは令和7年度に「子ども・子育て

て支援法」に基づく「地域子ども・子育て支援事業」（いわゆる 13 事業）として法律上制度化され、実施自治体が拡充されます。

2. 経営情報の継続的な見える化の実現について(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案)

- 経営情報の継続的な見える化の実現について、更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要であることを踏まえて、幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者に、教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告することを求めることとされています。

3. 保育現場での DX の推進について

- デジタル技術を保育現場に活用することで、保育現場の業務負担を軽減し、こどもに向き合う時間を増やし、保育の質の向上を図るため、保育所等における ICT 化推進事業やこども政策 DX の実現に向けた実証事業が進められています。
- 保育の質向上や安全性の向上、人材確保等を目的に業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備が進められ、令和 7 年度には保育現場 DX による全国共同データベースの給付・監査等の運用開始が予定されています。

4. 公定価格の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について

- 公定価格の加算により実施される処遇改善等加算については、3 種類の加算（Ⅰ～Ⅲ）が設けてられていますが、これらの加算は、それぞれ、趣旨や対象者、要件、加算額の算定方法等が異なっています。
- 一方で、こうした複数の異なる加算制度や加算を取得するための仕組み（手続き）に対しては、施設や地方公共団体等から、制度が複雑でわかりにくく、事務作業も煩雑で、多大な事務負担が発生しているという指摘があります。
- また、今般策定されたこども大綱（令和 5 年 12 月）等では、制度があっても現場で使いづらい、執行しづらいという状況にならないよう、申請書類の簡素化・統一化などを通じ、事業者や地方公共団体の手続・事務負担の軽減を図る旨の方針が示されていることや、介護・障害分野の状況も踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に向けて検討を行っていくことが示されました。

5. 令和6年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について

- 公定価格では累次の改善に取り組んできており、前回の令和元年度調査から5年が経過していることから、直近の幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握するため、調査が実施されます。

※経営情報等については、令和7年度以降、子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」で把握が可能となるよう、費用の使途の見える化を法定化。

本会からは、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しており、上記の内容を受け、下記内容を発言しています。

1. 配置基準の改正について

- 「こども未来戦略」および「令和6年度予算案」において、4, 5歳児および3歳児の配置基準の改善を実現いただいたこと、1歳児の配置基準の改善についても、早期に改善を進めるとのことに感謝を申し上げます。
- 子どもたちにきちんと向き合うため、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを達成するため、配置基準の改善を、保育現場は本当に待ち望んでまいりました。
- 1歳児についても早急に改善いただくとともに、応答的なかわりが重要な時期である2歳児についても改善が必要と考えます。
- 一方、配置基準は、25対1、5対1でよいのでしょうか。子ども・子育てを取り巻く状況は変わっています。25対1、5対1という配置基準の適当なのか、エビデンスに基づいてしっかりと確認していただきたいです。

2. 主任保育士の必置化について

- 「令和6年度予算案」において、主任保育士専任加算の要件が見直されることに感謝いたします。
- ただ、その要件は、最終的に地方自治体が判断することになっていくと思いますが、ローカルルールができないよう国として配慮してほしいです。
- 主任保育士は、質の高い保育実践の展開や、保育士が安心して働くことができる環境整備をけん引する存在です。

- さらに、改正児童福祉法等によりこれまで以上に期待されている地域の子ども・子育て家庭への支援においても、中核的な役割を担うこととなります。
- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の大きさや重要性に比べて非常に不安定かつ不公平な状況です。
- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化としていただきたいです。

3. 人口減少地域の保育について

- 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について、人口減少地域における拠点としての施設機能の維持をご検討いただけることに感謝申し上げます。
- 人口減少地域では、保育人材の確保も含めて、地域の保育ニーズに即した保育をいかに提供していくかということは、もはや一刻の猶予もない喫緊の課題です。
- 保育は、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するために、欠かすことのできない社会資源であることはもはや疑うところではありません。地方版「子ども子育て会議」をしっかりと機能させ、地域の保育のあるべき姿を明確にし、これまでのようにその役割を堅持していくために、保育施設への振興対策等、働きかけていただきたいです。

4. 処遇改善加算の一本化、経営情報の見えるかについて

- 処遇改善加算の一本化や経営情報の見える化については、現場の話を聞いていただきながら進めていただきますようお願いいたします。

「詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム>会議等>こども家庭審議会>子ども・子育て支援等分科会>第5回 子ども・子育て支援等分科会

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/YQvq3ixl/

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

—今号の目次—

- ◆ 令和5年度 第2回協議員総会を開催…………… 1

◆ 令和5年度 第2回協議員総会を開催

令和6年2月16日（金）、令和5年度 第2回協議員総会を全社協灘尾ホールで開催しました。

今回の総会では奥村尚三会長が体調不良により欠席となったため、会則第19条の第2項に則り、筆頭副会長である森田信司副会長が会長代理としての任を務めました。

森田信司副会長、全国社会福祉協議会 金井正人常務理事の挨拶、こども家庭庁成育局保育政策課 本後健課長の挨拶および情勢報告に続いて、令和6年能登半島地震発災後の状況について、前田武司常任協議員（石川県）から報告がありました。

震災に関する報告の後、令和5年度事業進捗状況および決算見込みの報告を行い、認定こども園特別委員会の常設部会化等の「全国保育協議会会則」等の改定および令和6年度事業計画案・収支予算案に係る議案審議が行われ、いずれも原案どおりに承認されました。

令和6年度事業計画においては、令和3年度に改訂した「全保協 将来ビジョン」に基づ



挨拶を述べる森田信司会長代行副会長



令和6年能登半島地震の報告を行う
前田常任協議員（石川県）

き、基本方針として、「(1) 会員の取り組みを支援する」「(2) 国等に政策提言を行う」「(3) 保育の機能・役割を広く周知する」「(4) 災害時の保育継続に向けた支援を行う」を掲げています。

さらには、次の5つを重点事業とし、「すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現」をめざして、全保協の活動・組織強化に向け、都道府県・指定都市保育組織、全国保育士会との連携を強固なものとし、会員・組織が一体となった全国的な取り組みを着実に取り組みます。



出席者からの質問に答える森田会長代行副会長

[令和6年度重点事業]

1. 子どもの最善の利益を守るための取り組み
2. 人口減少地域に伴う保育課題への取り組み
3. 認定こども園の取り組みの強化
4. 転換期における制度政策への対応
5. 組織基盤の強化、財務状況健全化を含む今後の全保協組織のあり方

令和6年度事業計画の詳細は全保協ホームページをご覧ください。

全保協ホームページ〉ホーム〉全国保育協議会とは〉事業計画・報告・予算・決算書

<https://www.zenhokyo.gr.jp/aboutus/business-plan/>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

—今号の目次—

- ◆ 令和6年度幼稚園教員資格認定試験について…………… 1

◆ 令和6年度幼稚園教員資格認定試験について

幼稚園教員資格認定試験は、保育士等として一定の勤務経験を有する方が、幼稚園教諭免許状を取得する方策として実施されている試験です。受験者の学力等が大学または短期大学などにおいて幼稚園教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。

この幼稚園教員資格認定試験について、今年度試験の受験案内が公表されました。

試験日：令和6年6月16日（日）

出願期間：令和6年3月25日（月）～4月12日（金）

試験の詳細については、別添および下記ホームページをご参照ください。

- 独立行政法人教職員支援機構ホーム > 教員資格認定試験 > 令和6年度 教員資格認定試験

<https://www.nits.go.jp/shiken/2024/>

※幼稚園教員資格認定試験は、文部科学省が実施（独立行政法人教職員支援機構が事務を担当）しています。

令和6年度 幼稚園教員資格認定試験

規制改革推進3か年計画（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から保育士等として一定の勤務経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として幼稚園教員資格認定試験を実施しています。

幼稚園教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて幼稚園教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。

試験日 令和6年6月16日（日）
（災害等の場合の予備日 令和6年6月30日（日））

試験場所 東京流通センター（東京都大田区平和島6-1-1）

出願期間 令和6年3月25日（月）～令和6年4月12日（金）
（受験願書等の請求受付期間 令和6年4月5日（金）まで）

合格発表 令和6年8月26日（月）

受験資格（概要）

- ・平成16年4月1日までに生まれていること
 - ・高等学校を卒業した者、その他大学(短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。)に入学する資格を有する者であること
 - ・保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む）となる資格を有した後、所定の施設（幼保連携型認定こども園や認可保育所等）において、保育士等として3年以上かつ勤務時間の合計が4,320時間以上あること
- ※該当する施設などの詳細は、必ず受験案内でご確認ください。

～受験案内・受験願書の請求について～

以下のアドレスより、教職員支援機構のWEBサイトにてご確認ください。

<https://www.nits.go.jp/shiken/2024/>

本件お問い合わせ先

独立行政法人教職員支援機構 事業部 教員免許課 資格認定試験係

所在地：〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

E-mail：shiken@ml.nits.go.jp

電話番号（ダイヤルイン）：（3月15日まで）03(4212)8455,8456

（3月18日以降）029(875)8074,8084



令和5年度 保育部会会計 第2次補正予算

収入総額 80,907,938 円
 支出総額 72,950,000 円
 差引残高 7,957,938 円 (当期末支払資金残高見込)

収入の部

(単位:円)

No.	科目	当初予算現額	第1次補正後予算	補正額	第2次補正後予算額	備考
1	会 費 収 入	50,100,000	50,100,000	△ 400,000	49,700,000	会員・公立保育所会費収入 (府社協会費一部減額含む)
2	全 保 協 補 助 金 収 入	406,000	406,000	△ 2,500	403,500	全保協組織強化推進費 (還元金)
3	近畿ブロック保育協議会 補 助 金 収 入	210,000	210,000	△ 10,000	200,000	近畿ブロック保育協議会からの補助金
4	参 加 費 収 入	13,000,000	13,000,000	2,100,000	15,100,000	各種研修会参加費、新年互礼会参加費等
5	資 料 ・ 図 書 等 頒 布 収 入	350,000	350,000	0	350,000	スマイルサポーター看板販売代等
6	手 数 料 収 入	4,000,000	4,000,000	0	4,000,000	総合保障制度運営費、書籍斡旋手数料、スマサポ認定 カード発行手数料他
7	負 担 金 収 入	5,050,000	5,050,000	0	5,050,000	よい子ネット使用料
8	受 取 利 息 収 入	1,000	1,000	0	1,000	預金利息
9	雑 収 入	100,000	100,000	0	100,000	
10	保育災害救援活動積立金 積立資産取崩収入	0	0	31,012	31,012	災害ボランティア活動にかかる費用として
11	前 期 末 支 払 資 金 残 高	5,972,426	5,972,426	0	5,972,426	前年度繰越金
	収入計	79,189,426	79,189,426	1,718,512	80,907,938	

支出の部

No.	科目	当初予算現額	第1次補正後予算	補正額	第2次補正後予算額	備考
1	事 務 消 耗 品 費 支 出	850,000	850,000	△ 100,000	750,000	書籍購読料 (遊育・保育界)、事務消耗品等諸 経費、共通経費他
2	賃 借 料 支 出	9,500,000	9,500,000	△ 1,000,000	8,500,000	各種委員会・会議・研修会会場借上費、付帯設 備使用料、パソコンリース代、保育士等キャリ アアップeラーニング研修撮影収録機材他
3	諸 謝 金 支 出	4,000,000	4,000,000	△ 500,000	3,500,000	研修講師等への謝礼金、保育おおさか執筆料他
4	旅 費 交 通 費 支 出	750,000	750,000	250,000	1,000,000	全保協協議員出張旅費、近畿・全国大会等の研 修会参加者旅費
5	研 修 研 究 費 支 出	200,000	200,000	0	200,000	全保協正副会長等会議出席経費、近畿・全国大 会等の研修会参加経費他
6	印 刷 製 本 費 支 出	2,100,000	2,100,000	0	2,100,000	総会資料、保育関係資料集、スマサポ認定カ ードケース他
7	通 信 運 搬 費 支 出	2,100,000	2,100,000	△ 200,000	1,900,000	各種連絡のための郵便代、宅配料他
8	会 議 費 支 出	1,800,000	1,800,000	450,000	2,250,000	正副部会長会議・常任委員会等の開催に要する 経費、新年互礼会等
9	広 報 費 支 出	2,900,000	2,900,000	0	2,900,000	機関紙「保育おおさか」印刷代
10	業 務 委 託 費 支 出	300,000	350,000	0	350,000	貸倉庫代等、保育海外研修事務局渡航費用
11	保 険 料 支 出	0	10,000	0	10,000	災害ボランティア活動にかかる保険代
12	手 数 料 支 出	5,500,000	5,500,000	180,000	5,680,000	振込手数料、残高証明書発行手数料、zoom年間 利用料、よい子ネット使用料、保育士等キャリ アアップeラーニング研修撮影収録手数料他
13	租 税 公 課 支 出	10,000	10,000	0	10,000	収入印紙代
14	渉 外 費 支 出	650,000	650,000	0	650,000	総会記念品、慶弔見舞金、供花、電報代
15	諸 会 費 支 出	50,000	50,000	0	50,000	近畿ブロック負担金
16	分 担 金 支 出	4,300,000	4,300,000	0	4,300,000	施設部会分担金
17	助 成 金 支 出	2,290,000	2,290,000	110,000	2,400,000	ブロック活動強化費、スマイルサポーターフォ ローアップ研修ブロック助成費
18	負 担 金 支 出	34,500,000	34,500,000	△ 100,000	34,400,000	全保協会費、府社協会費 (一部減額)、専門職員 人件費等
19	保育災害救援活動積立金 積立資産支出	500,000	500,000	0	500,000	保育災害救援活動積立金
20	地域貢献事業積立金 積立資産支出	500,000	500,000	0	500,000	地域貢献事業積立金
21	予 備 費	6,389,426	6,329,426	△ 5,329,426	1,000,000	
	支出計	79,189,426	79,189,426	△ 6,239,426	72,950,000	

(令和5年3月31日現在) 保育災害救援活動積立金積立額2,625,481円/地域貢献事業積立金積立額20,500,000円

令和5年度 保育部会 保育海外研修事業 第2次補正予算

収入総額 73,528,683 円
 支出総額 24,150,000 円
 差引残高 49,378,683 円 (当期末支払資金残高見込)

収入の部

(単位:円)

No.	科目	当初予算現額	第1次補正後予算	補正額	第2次補正後予算額	備考
1	保育海外研修預り金収入	13,000,000	13,000,000	4,950,000	17,950,000	会員施設からの積立金
2	受取利息収入	1,000	1,000	0	1,000	預金利息
3	前期末支払資金残高	55,577,683	55,577,683	0	55,577,683	前年度繰越金
	収入計	68,578,683	68,578,683	4,950,000	73,528,683	

支出の部

No.	科目	当初予算現額	第1次補正後予算	補正額	第2次補正後予算額	備考
1	業務委託費支出	12,300,000	20,150,000	0	20,150,000	渡航費用(67名分) その他事務費用
2	保育海外研修預り金返還金支出	1,000,000	2,000,000	0	2,000,000	積立施設への返還金
3	予備費	55,278,683	46,428,683	△ 44,428,683	2,000,000	
	支出計	68,578,683	68,578,683	△ 44,428,683	24,150,000	

令和5年度 保育部会 保育所制度充実のための拠出金 第2次補正予算(案)

収入総額 27,880,135 円
 支出総額 4,575,000 円
 差引残高 23,305,135 円 (当期末支払資金残高見込)

収入の部

(単位:円)

No.	科目	当初予算現額	第1次補正後予算	補正額	第2次補正後予算額	備考
1	負担金収入	3,780,000	3,780,000	0	3,780,000	各施設からの拠出金
2	受取利息収入	1,000	1,000	0	1,000	預金利息
3	前期末支払資金残高	24,099,135	24,099,135	0	24,099,135	前年度繰越金
	収入計	27,880,135	27,880,135	0	27,880,135	

支出の部

No.	科目	当初予算現額	第1次補正後予算	補正額	第2次補正後予算額	備考
1	負担金支出	1,175,000	1,175,000	0	1,175,000	全保協保育所問題対応協力金
2	分担金支出	2,400,000	2,400,000	0	2,400,000	専門職員雇入費用
3	予備費	24,305,135	24,305,135	△ 23,305,135	1,000,000	
	支出計	27,880,135	27,880,135	△ 23,305,135	4,575,000	

令和6年度 大阪府社会福祉協議会保育部会 事業計画

令和5年4月、こども家庭庁が創設されこども基本法が施行されました。4年余り続いた新型コロナウイルスの対応が2類から5類に改められ、これからの時代の保育のあり方について考える機会となりました。国では、保育士の配置基準の見直しやこども誰でも通園制度の創設、保育士資格等にかかる制度改正などが次々と打ち出されており、これらの政策が取りまとめられる大変重要な時期で、我々に大変大きな意味をもつ年になります。

また、令和6年元日の能登半島地震では、甚大な被害を受けた被災地等への支援についても、阪神淡路大震災を思い起こし、我々の力をひとつに被災地等への支援・復興に向けて取り組んで参ります。

本会事業では、会員の多様なニーズに応えながら、引き続き部会事業を進め、関係機関をはじめ部会内外との連携をより強固にし、更なる調査研究と情報発信・提供を進めていきます。

質の高い「保育士等キャリアアップ研修」の実施をさらに目指し、保育現場の負担軽減・研修受講の機会について取り組みます。保育人材の確保・養成の課題については、高校生の職業体験等の関連事業との機会の活用、保育士養成校等関係機関と連携し保育人材の確保・定着に努めます。

また、「保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター事業）」では、府内2,900人を越えるスマイルサポーターの養成とフォローアップなど研鑽を積む機会を強化し、身近な地域で相談ができる役割と機能を高め、さらに地域貢献事業・大阪しあわせネットワークの参画・取組を推進します。

1. 会議の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 常任委員会の開催（原則として月の第1火曜日に定例開催）
- (3) 正副部会長会議の開催（原則として月の第1火曜日に定例開催）
- (4) 役員会の開催（必要に応じて）
- (5) 調査研究委員会の開催（原則として月の第2火曜日に定例開催）
- (6) 保育おおさか編集委員会の開催（原則として月の第2木曜日に定例開催）
- (7) 地域貢献事業推進委員会の開催（原則として月の第1火曜日に定例開催）
- (8) その他保育に関わる会議の開催

2. 研修会の開催

- (1) 園長対象研修の開催
 - ・全国共通テーマに基づく研修会（全国保育研究大会など）
 - ・大阪府社会福祉協議会主催の研修会への参加
- (2) 職員対象研修の開催
 - ・新任職員研修会の開催
 - ・保育士会研修活動への協力
- (3) 保育海外研修の実施（担当：南大阪ブロック）
- (4) 「子どもの安全を守るために」 および児童虐待・人権に関する研修会
- (5) 大阪福祉人材支援センター（大阪府社会福祉協議会）との共催による研修会の開催
- (6) 「保育士等キャリアアップ研修」対象研修の企画・運営（eラーニング含む）
 - ・「障がい児保育」分野の研修開催
 - ・「保健衛生・安全対策」分野の研修開催
 - ・「マネジメント」分野の研修開催
 - ・「乳児保育」分野の研修開催
 - ・「幼児教育」分野の研修開催
 - ・「保護者支援・子育て支援」分野の研修開催
- (7) その他必要な研修

3. 大阪しあわせネットワークの実施

- (1) 大阪しあわせネットワークの実施およびシステムの構築検討
- (2) 大阪府社会福祉協議会社会貢献基金運営委員会への参画

4. 人材養成事業の推進

- (1) 地域貢献支援員（スマイルサポーター）養成研修の開催《保育士等キャリアアップ研修「保護者支援・子育て支援」対象研修》
- (2) 地域貢献支援員（スマイルサポーター）フォローアップ研修（ブロック別研修）の開催
- (3) 地域貢献支援員（スマイルサポーター）認定の推進（認定証及び認定カードの発行）

5. 保育人材確保事業の実施

- (1) 「保育士養成校と保育園・認定こども園との研究懇談会」の開催
- (2) 高校生のための保育の職業体験事業「5日間の夢体験」の実施・協力
- (3) その他、保育人材確保に関する取組みの実施

6. 市町村への権限移譲に対する取組み

- (1) 部会および各ブロック、各市町村における相談・支援体制の構築

7. 安全対策（「よい子ネット」の運用）

- (1) インターネット・SNS機能等を利用した相互情報配信の実施（行政サービスの情報提供等）、新システムの運用

8. 調査研究活動

- (1) 委員会活動
 - ・調査研究資料編纂、発行、電子化
 - ・多方面からの情報収集活動
 - ・保育おおさか編集委員会との連携
 - ・子ども・子育て支援新制度の研究
 - ・子どもの安全に対する研究および啓発活動
 - ・人材確保に関する研究
 - ・ICT化に関する研究
- (2) 各種研修会の開催
 - ・視察研修の開催

9. 機関紙の発行

- (1) 保育おおさか編集委員会の開催
- (2) 「保育おおさか」の発行
- (3) ホームページの運用、常任委員会の議事及び資料の掲載

10. 諸事業への協力・参加

- (1) 民間社会福祉施設従事者共済会への協力・参加
 - ・従事者体育祭

11. 他団体との連携

- (1) 日本保育協会大阪支部との連携
- (2) 全国認定こども園協会大阪支部との連携

12. その他

- (1) 保育部会管理システム及びホームページの運用
- (2) ブロック活動の強化、各保育園・認定こども園に対する迅速かつ的確な情報の提供
- (3) 大阪府との連携強化
- (4) 「キッズガード」への加入促進
- (5) 関係団体等の行事への参加
- (6) 近畿・全国関係団体との連携
 - ・近畿ブロック保育研究集会（令和6年7月4日～5日・京都府）
 - ・全国保育研究大会（令和6年10月17日～18日・奈良県）
 - ・全国保育士会研究大会（令和6年11月21日～22日・高知県）
- (7) 5年勤続職員への感謝状と記念品の贈呈
- (8) 社会福祉施設における虐待・権利侵害根絶に向けた研修・啓発等の実施
- (9) 令和6年能登半島地震における被災地支援等への取り組み・協力の実施

以上

令和6年度 保育部会 当初予算

収入の部

(単位：円)

No.	科目	令和6年度予算	令和5年度第2次補正後予算	増減額	備考
1	会 費 収 入	49,950,000	49,700,000	250,000	会員・公立保育所会費収入（府社協会費一部減額含む）
2	全 保 協 補 助 金 収 入	406,000	403,500	2,500	全保協組織強化推進費（還元金）
3	近畿ブロック保育協議会 補 助 金 収 入	200,000	200,000	0	近畿ブロック保育協議会からの補助金
4	参 加 費 収 入	15,200,000	15,100,000	100,000	各種研修会参加費、新年互礼会参加費等
5	資 料 ・ 図 書 等 頒 布 収 入	350,000	350,000	0	スマイルサポーター看板販売代等
6	手 数 料 収 入	4,000,000	4,000,000	0	総合保障制度運営費、書籍斡旋手数料、スマサポ認定カード発行手数料他
7	負 担 金 収 入	5,050,000	5,050,000	0	よい子ネット使用料
8	受 取 利 息 収 入	1,000	1,000	0	預金利息
9	雑 収 入	100,000	100,000	0	
10	保育災害救援活動積立金 積立資産取崩収入	300,000	31,012	268,988	災害ボランティア活動にかかる費用として
11	前期末支払資金残高	7,960,000	5,972,426	1,987,574	前年度繰越金
	収入計	83,517,000	80,907,938	2,609,062	

支出の部

No.	科目	令和6年度予算	令和5年度第2次補正後予算	増減額	備考
1	事 務 消 耗 品 費 支 出	800,000	750,000	50,000	書籍購読料（遊育・保育界）、事務消耗品等諸経費、共通経費他
2	賃 借 料 支 出	9,000,000	8,500,000	500,000	各種委員会・会議・研修会会場借上費、付帯設備使用料、パソコンリース代
3	諸 謝 金 支 出	3,500,000	3,500,000	0	研修講師等への謝礼金、保育おおさか執筆料他
4	旅 費 交 通 費 支 出	1,000,000	1,000,000	0	全保協協議員出張旅費、近畿・全国大会等の研修会参加者旅費
5	研 修 研 究 費 支 出	200,000	200,000	0	全保協正副会長等会議出席経費、近畿・全国大会等の研修会参加経費他
6	印 刷 製 本 費 支 出	2,100,000	2,100,000	0	総会資料、保育関係資料集、スマサポ認定カードケース他
7	通 信 運 搬 費 支 出	1,900,000	1,900,000	0	各種連絡のための郵便代、宅配料他
8	会 議 費 支 出	2,300,000	2,250,000	50,000	正副部会長会議・常任委員会等の開催に要する経費、新年互礼会等
9	広 報 費 支 出	2,900,000	2,900,000	0	機関紙「保育おおさか」印刷代
10	業 務 委 託 費 支 出	350,000	350,000	0	貸倉庫代等、保育海外研修事務局渡航費用
11	保 険 料 支 出	30,000	10,000	20,000	災害ボランティア活動にかかる保険代
12	手 数 料 支 出	5,500,000	5,680,000	△ 180,000	振込手数料、残高証明書発行手数料、zoom年間利用料、よい子ネット使用料
13	租 税 公 課 支 出	10,000	10,000	0	収入印紙代
14	渉 外 費 支 出	650,000	650,000	0	総会記念品、慶弔見舞金、供花、電報代
15	諸 会 費 支 出	50,000	50,000	0	近畿ブロック負担金
16	分 担 金 支 出	4,300,000	4,300,000	0	施設部会分担金
17	助 成 金 支 出	2,400,000	2,400,000	0	ブロック活動強化費、スマイルサポーターフォローアップ研修ブロック助成費
18	負 担 金 支 出	34,560,000	34,400,000	160,000	全保協会費、府社協会費（一部減額）、専門職員人件費等
19	保育災害救援活動積立金 積立資産支出	500,000	500,000	0	保育災害救援活動積立金
20	地域貢献事業積立金 積立資産支出	500,000	500,000	0	地域貢献事業積立金
21	予 備 費	10,967,000	1,000,000	9,967,000	
	支出計	83,517,000	72,950,000	10,567,000	

令和6年度 保育部会 保育海外研修事業 収支予算

収入の部

(単位：円)

No.	科目	令和6年度予算	令和5年度第2次補正後予算	増減額	備考
1	保育海外研修預り金収入	15,000,000	17,950,000	△ 2,950,000	会員施設からの積立金
2	受取利息収入	1,000	1,000	0	預金利息
3	前期末支払資金残高	49,380,000	55,577,683	△ 6,197,683	前年度繰越金
	収入計	64,381,000	73,528,683	△ 9,147,683	

支出の部

No.	科目	令和6年度予算	令和5年度第2次補正後予算	増減額	備考
1	業務委託費支出	14,750,000	20,150,000	△ 5,400,000	渡航費用その他事務費用
2	保育海外研修預り金返還	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	積立施設への返還金
3	予備費	48,631,000	2,000,000	46,631,000	
	支出計	64,381,000	24,150,000	40,231,000	

令和6年度 保育部会 保育所制度充実のための拠出金 収支予算(案)

収入の部

(単位：円)

No.	科目	令和6年度予算	令和5年度第2次補正後予算	増減額	備考
1	負担金収入	3,805,000	3,780,000	25,000	各施設からの拠出金
2	受取利息収入	1,000	1,000	0	預金利息
3	前期末支払資金残高	23,310,000	24,099,135	△ 789,135	前年度繰越金
	収入計	27,116,000	27,880,135	△ 764,135	

支出の部

No.	科目	令和6年度予算	令和5年度第2次補正後予算	増減額	備考
1	負担金支出	1,183,000	1,175,000	8,000	全保協保育所問題対応協力金
2	分担金支出	2,400,000	2,400,000	0	専門職員雇入費用
3	予備費	23,533,000	1,000,000	22,533,000	
	支出計	27,116,000	4,575,000	22,541,000	

令和6年能登半島地震にかかる保育三団体被災地支援募金 実績報告

令和6年3月5日
保育部会常任委員会資料

- ◆募金概要：令和6年能登半島地震にかかる保育三団体被災地支援募金
- ◆募集期間：令和6年1月25日（木）～令和6年2月29日（木）
- ◆募金対象：私立保育所・認定こども園等対象
- ◆募集内容：添付案内のとおり
- ◆協力施設・団体数：180
（内訳）
保育所 49か園
認定こども園 128か園
保育組織 3団体（泉州民間保育協議会、岸和田市民間保育協議会、
和泉市民間保育園連絡協議会）
- ◆募金総額（振込予定）：9,326,016円

以上

大社福施発第 671 号
令和 6 年 1 月 25 日

保育部会会員施設長各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
会 長 井手之上 優
保育部会長 森田 信司
(公印略)

令和 6 年 能登半島地震にかかる保育三団体被災地支援募金活動への協力について (お願い)

本会の運営につきまして、日頃より格別のご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の被害にあわれた保育施設・保育組織等を支援するため、この度、保育三団体（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）合同の募金活動が開始されました。

つきましては、下記のとおり保育部会で募金を取りまとめ一括して送金するため、部会専用口座を開設いたしましたので、募金への協力について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 募金活動の概要 (重要)

今回の募金活動は、次の災害について一括して募集いたします。

募金の種類	募金対象
令和 6 年能登半島地震にかかる 保育三団体被災地支援募金	私立保育所・認定子ども園ともに 対象です。

**※令和 6 年能登半島地震は国の「激甚災害」に指定されています。こども家庭庁より
発出された通知により、都道府県・指定都市または中核市との協議を行ったうえで、
私立保育所に対する委託費から支出が可能と示されており、(全保協ニュース
No.23-43 を参照ください)**

2. 募金の方法

○募金にご協力いただけます場合は、**別紙「振込完了報告書兼領収書発行依頼書」
に募金額、振込予定月日等必要事項をご記入のうえ、保育部会事務局まで FAX
にて必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。**本紙の提出が確認できな
いと、適切に処理できないおそれがございますので、必ずご提出をお願いいたし
ます。

○法人で一括してお振込されます場合でも、施設ごとに別紙「振込完了報告書兼領
収書発行依頼書」をご提出ください

《募金振込先口座 (募金専用)》

金融機関：りそな銀行 (銀行コード：0010) 大手支店 (支店コード：121)
口 座：普通預金 3010040
口座名義：(福)大阪府社会福祉協議会 保育部会長 森田信司
フクオオサカフシヤカイフクシキョウキカイ ホイクブカイチョウ モリタシンジ

※誠に恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。

3. 募金の受付期間

取りまとめの都合上、募金の受付期間は、令和6年2月29日（木）まで（厳守）とさせていただきます。期日を超えた場合は、お受けできかねますので、「保育三団体被災地支援募金」へ直接お振込みいただくこととなります。

4. 領収書の発行について

○領収書の発行を希望される施設は、別紙「振込完了報告書兼領収書発行依頼書」にご記入のうえ、保育部会事務局まで必ずFAXにてご提出くださいますようお願い申しあげます。募金期間終了後、令和5年度保育三団体幹事団体・日本保育協会より領収書を発行・発送いたします。

5. 募金報告

本募金に係る件数・金額等につきましては、本会機関紙『保育おおさか』紙面上でご報告申しあげます。

6. 添付資料

- (1) 振込完了報告書兼領収書発行依頼書
- (2) [参考] 令和6年1月18日付全社児発第653号①②文書

7. 事務局

施設福祉部 保育部会事務局

TEL : 06-6762-9001 FAX : 06-6768-2426 E-mail : info@niji-tumi.net

保育部会 会員施設長各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
保育部会長 森田 信司
（ 公 印 略 ）

令和6年度 保育部会総会の開催について

日頃より本会の事業運営につきまして多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、下記のとおり「令和5年度保育部会総会」を開催する運びとなりました。
つきましては、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご出席よろしく
お願い申し上げます。

記

1. 日 時 **令和6年5月21日（火）午後2時00分～午後5時00分**

（受付開始は午後1時30分を予定しております）

2. 会 場 **ホテルモントレグラスミア大阪 21階「スノーベリー」**

（〒556-0017 大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2-3）※会場アクセスについては、
別紙ご参照ください。

3. 内 容 (1) 保育部会部会長表彰式
(2) 五年勤続感謝状の贈呈
(3) 総会議事
(4) 記念講演

「命の輝き～車イスから見える世界ってけっこうステキ～」

またの あきこ
講師：又野 亜希子 氏

『ママの足は車イス著者』元幼稚園教諭/保育士



※講師プロフィール

28歳の時に保育園へと向かう勤務出勤途中の交通事故により頸髄を損傷し、
重い障がいが残った。生きる希望を失いかけた中、2006年新しい命を授かり、
無事に第1子を出産。車椅子で家事子育てをしながら、全国で実体験に基づ
いた講演活動や埼玉県家庭教育アドバイザーとして子育て支援活動中。
著書は「ママの足は車イス」「ちいさなおばけちゃんとくるまいますのななち
ゃん」その他複数のテレビにも出演。

4. 懇親会 総会閉会后、懇親会を開催いたします。

○日時：令和6年5月21日（火）午後5時30分より

○会場：ホテルモントレグラスミア大阪 23階「ウィンダミアホール」

○会費：〇, 〇〇〇円

※当日、受付にて申し受けいたします。お釣りの無いようご協力をお
願い申し上げます。

5. その他 準備の都合上、ご出欠につきましては、大阪府保育士会総会（5月15日開催）
の出欠と合わせて、令和6年4月〇日（〇）までに別添出欠票にてご回答いた
だきますようお願い申し上げます。

6. 事務局 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 施設福祉部 保育部会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番54号

TEL. 06-6762-9001 FAX. 06-68-768-2426 E-mail: info@ni-ji-tumi.net

【令和6年度保育部会 総会会場のご案内】

○ホテルモントレグラスミア大阪 21階「スノーベリー」

○〒556-0017 大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2-3



〒556-0017 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号



会場アクセス

- JR 利用の場合
JR「難波」駅から徒歩約1分
新幹線利用の場合
J 東海道新幹線・山陽新幹線 JR「新大阪」駅下車。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅から「なんば」駅まで約14分。
- 地下鉄利用の場合
 - ・大阪メトロ四つ橋線「なんば」駅 北改札口 30番出口直結
 - ・大阪メトロ千日前線「なんば」駅 西改札から徒歩約1分
 - ・大阪メトロ御堂筋線「なんば」駅 北西または北南改札から徒歩約5分
- 私鉄利用の場合
 - ・阪神、近鉄「大阪難波」駅 西改札から徒歩約1分
 - ・南海「なんば」駅 3F北口または2F中央口から徒歩約7分

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 5 日

保育部会会員施設各位

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
保育部会調査研究委員会
委員長 門谷 一希
< 公 印 省 略 >

令和 5 年度 保育関係資料集 web ページへのデータ掲載について（お知らせ）

本会事業運営につきまして、日頃より格別のご協力をいただきありがとうございます。

去る、令和 5 年 12 月末に各園に送付させていただきました、「令和 5 年度 保育関係資料集」について、本会 web ページ「にじいろつみきネット」にデータ更新・掲載させていただきました。

本資料集を閲覧していただくためには、専用の ID とパスワードを入力し、ログインしていただく必要がございますので、お手数をお掛けいたしますが、閲覧の際は、下記の検索手順ならびに別紙を参照して閲覧ください。

閲覧方法

- ① お使いのパソコンやスマートフォン等からインターネットへ接続して、**にじいろつみきネット**を**検索**、web ページへアクセスしてください。
- ② web ページの**リンク**欄の**保育関係資料集**のアイコンをクリックします。
- ③ ID とパスワードを要求されますので、下記の ID・パスワードを入力し保育関係資料集ページへログインします。

【ID】 chouken 【パスワード】 hoiku

【事務局】大阪府社会福祉協議会 施設福祉部 保育部会事務局

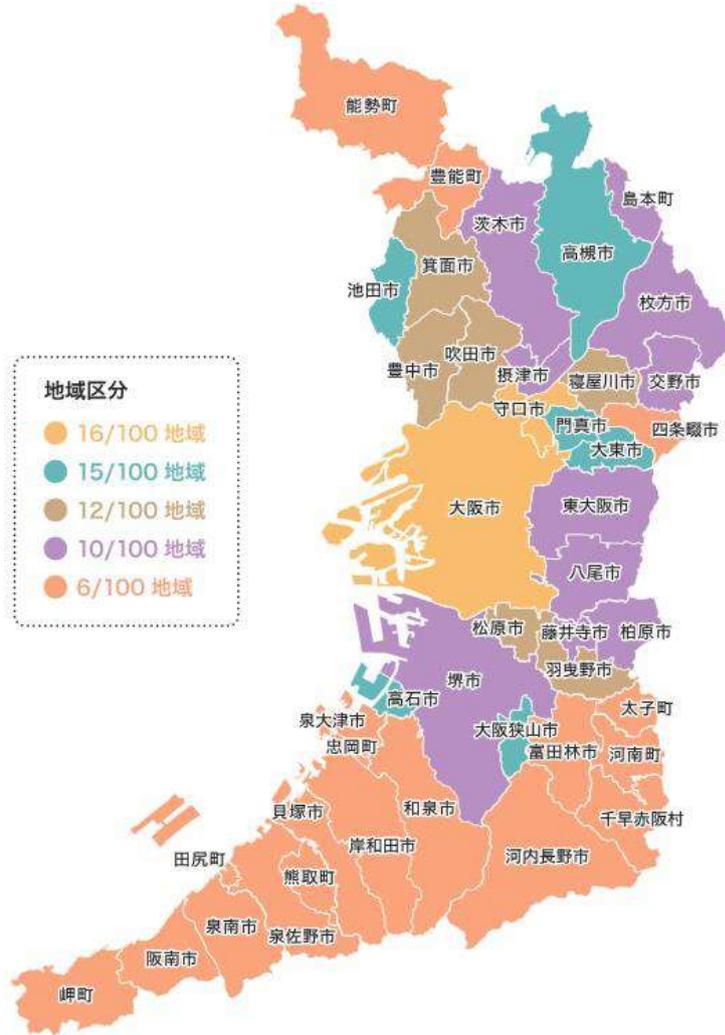
〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54

TEL : 06-6762-9001 FAX : 06-6768-2426

令和5年度

令和5年度 各市町村別資料

地図内の地名をクリックいただくと、詳細な資料が開きます。



各市町村概況	就学前児童数	保育所等待機児童数	一時預かり事業実施状況
一時預かり事業実施状況（一般型）	一時預かり事業実施状況（幼稚園型）	障がい児保育実施状況	公立保育所及び公立認定こども園における職員数
広域入所実施数及び委託・受託数	放課後児童クラブ実施数	病児保育事業	病後児保育事業
体調不良児保育事業	企業主導型保育事業	延長保育事業（前年度）	延長保育事業（今年度）
地域子育て支援拠点事業	公立保育所及び公立こども園パート時給	保育所及び認定こども園に対する総支出費用	公立保育所長賞状施設数及び計画数
認定こども園の実施計画数	小規模保育事業計画数	市町村利用料徴収基準額表	子育て支援対策臨時特例交付金事業及び子ども子育て支援交付金事業予定
利用料納付状況	主食費及び副食費に関する補助金の有無と金額	公立保育所及び公立こども園の主食費及び副食費（月額）	保育士等の就職支援及び確保・定着についての取り組み
物価高騰の影響を受ける施設に対する支援（前年度）	物価高騰の影響を受ける施設に対する支援（今年度）	民間保育施設の利用定員の変更実績と変更条件（減員）	紙オムツの処分について
紙オムツの処分費用に対する補助金の金額			

閲覧方法webページアクセスから閲覧までの手順参考

- ①お使いのパソコンやスマートフォン等からインターネットへ接続して、グーグルなどの検索エンジンで「にじいろつみきネット」を検索してください。
- ②クリックして検索すると…「大阪府内の子育てを応援、にじいろつみきネット」の検索結果がでますので、クリックしてwebページにアクセスします。



閲覧方法webページアクセスから閲覧までの手順参考

③webページのリンク欄の保育関係資料集のアイコンをクリックします。

④IDとパスワードを要求されますので、下記のID・パスワードを入力し保育関係資料集ページへログインできます。

令和5年度 各市町村別資料
地図内の地名をクリックいただくと、詳細な資料が頂けます。

③

リンク

保育関係資料集
閲覧にはID・PWが必要です

よい子ネット

保育園・認定こども園における
地域貢献事業
(スマイルサポーター事業)

【ID】 chouken
【パスワード】 hoiku

④



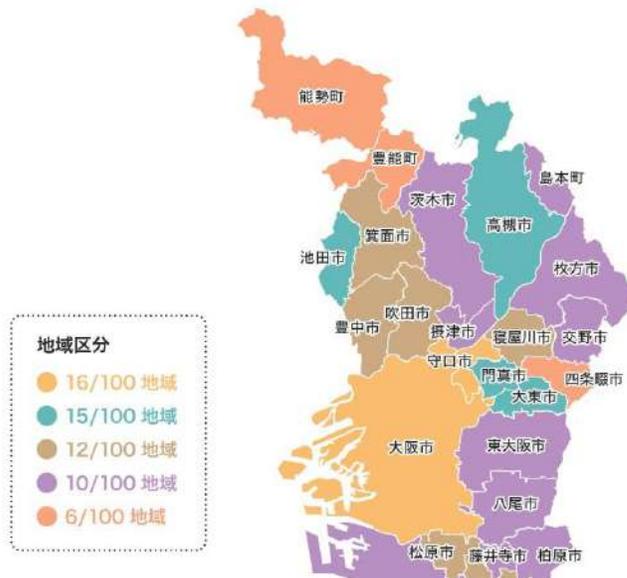
保育所等待機児童数	一坊旗かり事業実施状況
障がい児保育実施状況	公立保育所及び公立認定こども園における職員数
広域入居施設及び委託・委託数	放課後児童クラブ実施数
保幼不安定保育事業	企業主導型保育事業
地域子育て支援拠点事業	公立保育所及び公立こども園(バート)施設
認定こども園の実施計画数	小規模保育事業計画数
	市町村利用料徴収基準委員会
	子育て支援財源確保特別交付金事業及び子ども育て支援交付金事業予定

ページがうまく表示されない場合の対応として（Google Chromeの場合）

- ・「ページがうまく表示されない」、「どの市町村も以前見た緑色だ」、「地域区分のカーソル（色）がうまく表示されない場合」などは、以下の手順で、ページ表示を最新の状態に更新してみてください。

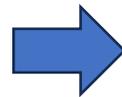
令和5年度 各市町村別資料

地図内の地名をクリックいただくと、詳細な資料が開きます。



①

保育関係資料集ページを画面に表示します。



②



クリック

画面右上の「縦並び3点ボタン（Googleクロームの設定）」をクリック、一番したの「設定」を選択します。

ページがうまく表示されない場合の対応として（Google Chromeの場合）

設定

Google の設定

自動入力とパスワード

プライバシーとセキュリティ

パフォーマンス

デザイン

プライバシーとセキュリティ

閲覧履歴データの削除
閲覧履歴、Cookie、キャッシュなどを削除します

プライバシー ガイド
プライバシーとセキュリティに関する重要な設定を確認する

④ サードパーティ Cookie
シークレットモードでサードパーティの Cookie がブロックされています

表示される「閲覧履歴データの削除」をクリック、さらに表示される画面右下の「データを削除」をクリックします。

保育関係資料集ページ左上「G」を押して読み込みします。

③

左メニュー3番目の「プライバシーとセキュリティ」をクリックします。

【Microsoft edge（マイクロソフト エッジ）の場合はこちら】

- ①画面右上の×の下にあります「…」ボタンをクリックします。
- ②下から2番目の「設定」をクリックします。
- ③左メニュー2番目の「プライバシー、検索、サービス」をクリックします。
- ④表示されます閲覧データをクリアの「クリアするデータの選択」をクリックします。
- ⑤さらに表示されます画面の「今すぐクリア」をクリックします。

保育関係資料集に係るアンケート調査結果について

【目的】

大阪府保育部会会員園における保育関係資料集のより良い活用に向けてアンケート調査を行う。(アンケート内容は別添のとおり。)

【回答方法】

- ・ QRコードによるスマートフォン回答
- ・ URLからのPC回答

【回答期間】

12月1日～12月22日

【周知方法】

- ・ 11月常任委員会において協力依頼
- ・ 保育おおさか12月号に合わせて会員園に周知
- ・ 12/13付) 保育部会事務局より会員園へ再周知
- ・ 11月12月調研本会において協力依頼

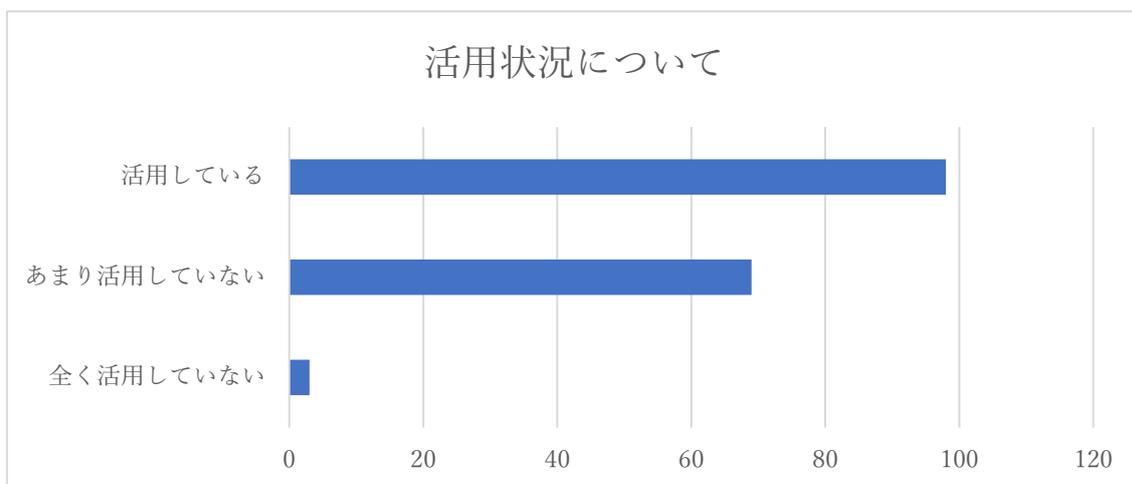
【回答園数】

170か園

【アンケート結果】

① 保育関係資料集の活用状況について (必須回答)

- ・ 活用している…98票
- ・ あまり活用していない…69票
- ・ 全く活用していない…3票



② ①を選択した理由について（記述式・任意回答）

《活用している施設における活用方法（上位3回答を表示）》

- ・他市の補助内容等の把握及び確認…31票
- ・市への補助金交渉等に活用…21票
- ・保育運営における情報収集や知識の習得…7票

《あまり、もしくは、全く活用していない理由（上位3回答を表示）》

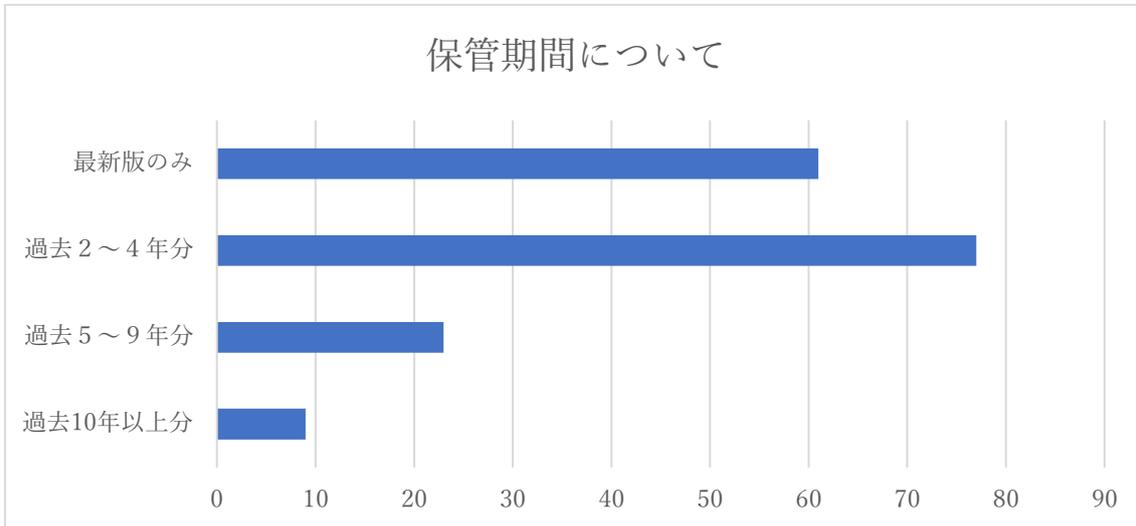
- ・目を通す時間がない…7票
- ・内容量（情報量）が多すぎる…5票
- ・活用する機会（活用方法）がない…5票

③ 今後、保育関係資料集に追加して欲しい設問について（記述式・任意回答）

- ・職員の平均年齢、在職年数、給与など
- ・職員の平均賃金、労働時間、超過勤務時間など
- ・市から案内のあるもの以外の補助金など
- ・現場の保育士（保育教諭）の声
- ・子どもに主体的な製作をさせるための導入や配慮
- ・運動遊びや公園での遊びにおいて、安全で子どもたちを惹きつける遊びなど
- ・制度改革等の情報を分かりやすい形で説明して欲しい
- ・危機管理、保護者対応についての事例
- ・年間休日日数、有給取得率、紹介会社を通じて採用した職員の離職率などの統計
- ・新たな制度(誰でも通園など)の実践例など
- ・各市における定員減した施設数
- ・採用のノウハウ
- ・災害があった場合の対処の方法など
- ・不適切保育の防止及び職員の心得と指導法について
- ・魅力的な福利厚生 の例など
- ・地域による出生率の割合や市町村における職員採用の際の就職者向け特典の違い
- ・インクルーシブ保育の実践事例など
- ・これからの保育について
- ・保育者の資質向上をどうすればより良い保育につなげていけるのか
- ・潜在的待機児童数
- ・遊びの広がりについて
- ・市独自の保育士配置基準

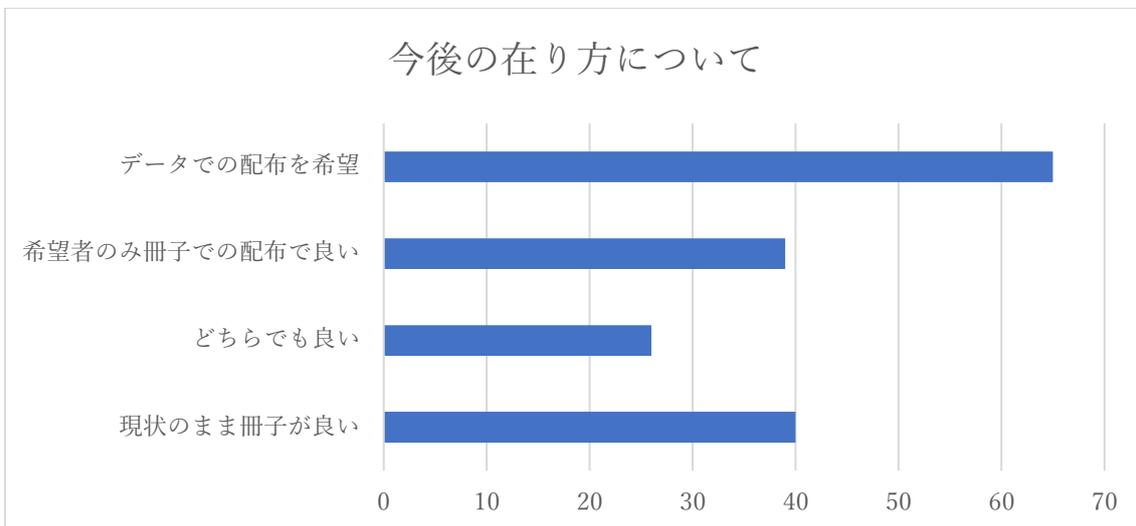
④ 保育関係資料集（冊子）の保管期間について（必須回答）

- ・最新版のみ…61票
- ・過去2～4年分…77票
- ・過去5～9年分…23票
- ・10年以上分…9票



⑤ 今後の保育関係資料集在り方について（必須回答）

- ・データでの配布等（ペーパーレス化）を希望…65票
- ・希望者のみ冊子での配布が良い…39票
- ・どちらでも良い…26票
- ・現状のまま冊子での配布を希望…40票



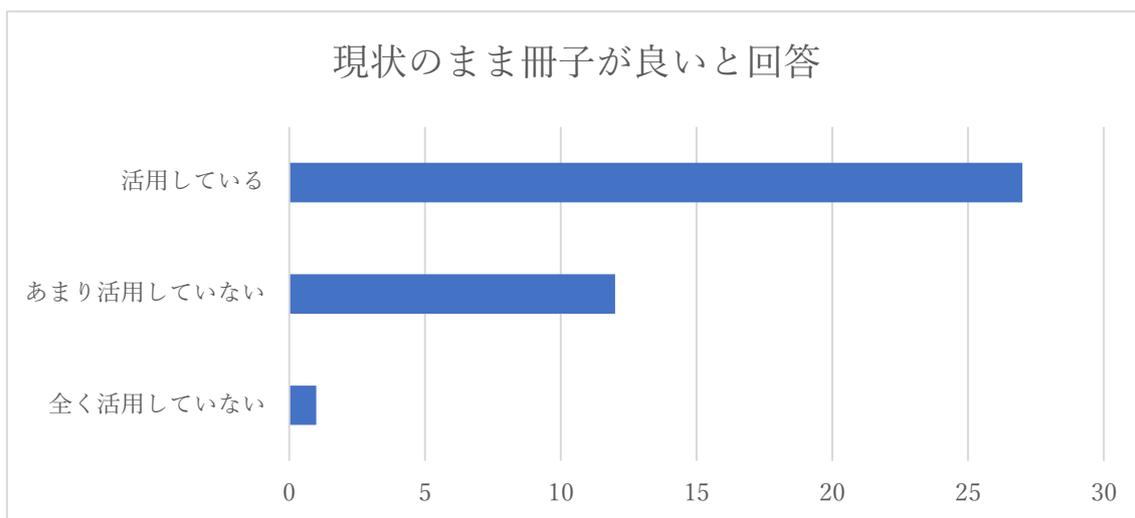
【アンケート結果の考察】

今回のアンケート結果の数値を用いて、下記項目についての集計を行う。

○資料集の活用状況と発刊の在り方に関する関係性について（①と⑤の回答結果より）

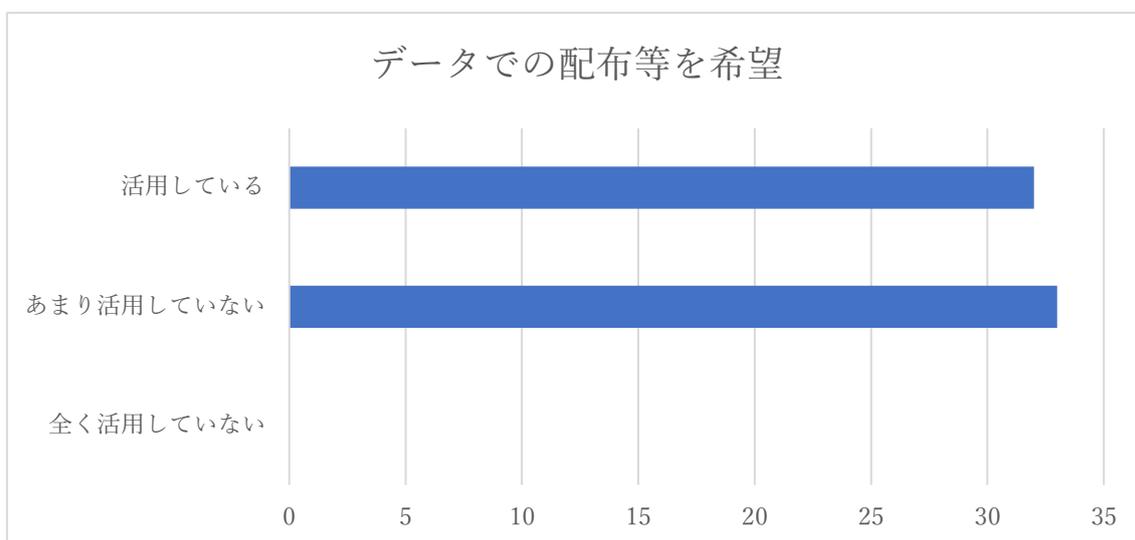
(i) 現状まま冊子が良いと回答された園の資料集の活用状況（総数 40）

・活用している 27 ・あまり活用していない 12 ・全く活用していない 1



(ii) データでの配布等を希望された園の資料集の活用状況（総数 65）

・活用している 32 ・あまり活用していない 33



今回のアンケートを当委員会で考察した結果、保育関係資料集をデータで発刊（ペーパーレス化）にすることにより、会員園における本資料集の更なる活用に資することができると考える。その理由は下記のとおり。

（i）他市との比較、過年度とのデータ比較が容易になる。

→アンケートにおいて、保育関係資料集の主な活用理由として“他市との比較”“自治体との交渉資料”があげられていた。また、“あまり活用していない”または“全く活用していない”と回答された方の中には「自分の知りたい情報がどこに記載されているのか調べるのが大変」、「過去のデータと見比べたいが、過去の保育関係資料集がどこにあるのかが分からない」などといった意見が見受けられた。こうした点について、データを活用することにより必要な情報を取り出しやすくなると考える。また、資料集における設問内容も今年度常任委員会において要望があった各市町村における物価高騰支援対策など、数値による回答だけでなく記述式による回答も近年増加している為、データで閲覧できる方が格段に確認しやすくなると考えられる。

（ii）保管をする手間が省ける、保管場所の問題が軽減される

→続いての課題としては保育関係資料集の保管についてである。保管期間の設問の内、最新版～4年分までの保管に留めている園が全体の8割を超えており、それ以上の年数については「冊子を置く場所の確保に困る」、「重量もあるため廃棄するのも苦労する」などの意見もあった。また、冊子での配布を希望する園の内13カ園とデータによる発刊を希望する園の内33カ園、合計46カ園が現状の紙媒体での資料集を活用していないことが認められた。このような状況においてもデータ化を進めることにより、保管場所の問題だけでなく、本資料集の更なる活用に向けた掘り起こしに繋がるのではないかと考える。

【今後に向けて】

以上のことから当委員会では来年度以降、会員園において保育関係資料集のより良い活用に資するため、データによる発刊（ペーパーレス化）を進めていきたいと考える。その最大の利点は、地域区分や物価高騰対策支援など必要な情報が必要な時に閲覧・共有できる点にある。その利点を最大限活かすことにより、会員園における保育関係資料集の更なる活用促進を図ることができると考える。

また、データ化については、**現在一部データを掲載している保育部会HP（にじいろつみきネット）を主として展開していくことを検討する。**

しかしながら、データ化（ペーパーレス化）を進める上で様々な課題などが生じることが予測される。そのような状況においても当委員会内で慎重に検討し、適切に解決すべく取り組んでいきたいと考えている。

【別添】

保育関係資料集についてのアンケートのお願い

園名： _____

① 保育関係資料集をご活用されていますか？※必須

1. 活用している 2.あまり活用していない 3.全く活用していない

→選択された理由をご記載ください。

② 今後、保育関係資料集に記載して欲しい設問等があればご回答ください。

③ 現在、にじいろつみきネット（大阪府社会福祉協議会 保育部会・保育士会 ホームページ）にて保育関係資料集に係る一部データを掲載しておりますが、紙媒体（冊子）での保育関係資料集の保管期間についてご回答ください。※必須

1.過去 10 年以上分 2.過去 5～9 年分 3.過去 2～4 年分 4.最新版のみ

④ 今後の保育関係資料集の在り方についてご回答ください。※必須

1.現状のまま冊子での配布が良い 2.データでの配布等ペーパーレス化して欲しい

3.希望者のみ冊子での配布が良い 4.どちらでも良い 5.その他

→“5.その他”をご回答された方について、その内容についてご記載ください。

以上、ご協力ありがとうございました。